

保護者の方々へ

就学援助制度について

かつらぎ町教育委員会

かつらぎ町では、経済的な理由により、お子さんを小学校・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費など学校での学習に必要な費用を援助する制度があります。

【就学援助要件】

次のいずれかに該当する方で、援助が必要であると教育委員会が認めた方が対象となります。

1. 生活保護の停止又は廃止
2. 市町村民税の非課税、減免
3. 固定資産税の減免
4. 国民年金の掛金の減免
5. 国民健康保険税の徴収猶予又は減免
6. 児童扶養手当の支給

上記以外で次のいずれかに該当される方（ただし、所得基準あり。）

1. 職業安定所に登録し、日雇労働をしている方
2. 保護者の職業が不安定で、生活に困っている方
3. P T A会費、学級費等の学校納付金の納付状態が悪い方、又は学用品等に不自由している方等で、保護者の生活状態が極めて悪い方
4. 経済的理由による欠席日数が多い方

【就学援助申請】

援助を希望される方は、学校から就学援助費申出書・同意書を受け取り、必要事項を記入し、学校長を経由して、教育委員会に提出するものとする。

～ 手順 ～

- ① 学校から要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費申出書・同意書受け取り、必要事項を記入
- ② 市町村民税の課税状況調査のため、必ず同意書に署名・押印
- ③ 学校長に提出

※児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当受給証書の写しを添付することとする。

※年度の途中で新たに援助が必要となった方及び転入児童生徒についての申請は、随時行うものとする。

【就学援助対象費用】

対象費用	定 義
新入学用品費	小・中学校に入学する児童・生徒が、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（小・中学校新1年生のみ対象）
学用品費	児童・生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	児童・生徒が通常必要とする通学用品の購入費（小・中学校新1年生を除く）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料。（学校行事として実施されるものであり、学年を通じて1回を限度とする。）
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物郵送料、通信費及び旅行取扱料金
通 学 費	片道の通学距離が、児童にあっては4km以上、生徒にあっては6km以上、の方について、その方が通学に利用する旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車等の旅客運賃
学校給食費	学校給食に要する費用で保護者が負担する額
医 療 費	児童又は生徒が、健康診断において特定の疾病（トラコーマ、結膜炎、白癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病）にかかっていることが判明し、学校において治療の指示を受け、治療のための医療に要する経費
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費
P T A会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

【就学援助申請の認定】

就学援助の認定については、保護者からの申請に基づき、教育委員会が申請書類の審査、所得調査を行い認定の可否を決定し、その結果、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

問い合わせ先 かつらぎ町教育委員会総務課
電話 0736-22-0303